

(目的)

第1条

この規程は、非営利活動法人ラオスのこども（以下当団体という）が支払う役員報酬に関する事項を定めます。

(対象者)

第2条

この規程は、定款第13条に定める理事及び監事である当団体の役員（以下、対象者という）を対象者とします。

(役務の提供)

第3条

対象者は委任契約に従う受任役務の履行については無償とします。但し、対象者が当団体の活動のため、各種役務を提供するに際し、報酬を供与することがやむを得ないと理事会が認めた場合、対象者はその役務に対し、対価の支払いを受けることができます。

2. 交通費などの経費については、当団体旅費交通費規程に準じ支給を受けることができます。

(役務提供基準単価)

第4条

1. 対象者への報酬単価は、1時間当たり2,000円を上限とします。
2. 代表および事務局長は、必要に応じてこの単価を減額することができます。
3. 理事会の承認を得た場合に限り、第1項に定める倍額を越えない範囲で、役務報酬の増額をおこなうことができます。

(改正)

第5条

この規程は理事会の議決により、改正することができるものとします。

(雑則)

第6条

この規程に定めのない事項については、理事会の議決により定めます。

(附則)

第7条

この規程は、2011年7月に遡り適用します。

## 第1章 総則

---

(目的)

### 第1条

この規程は、非営利活動法人ラオスのこども（以下当団体という）の就業規則第61条の規程に基づき、職員の賃金に関する事項を定めたものです。

## 第2章 給与

---

(賃金の構成と分類)

### 第4条

賃金の構成と分類は下記の通りとします。

#### 1 賃金

- (1) 基本給
- (2) 諸手当
  - a) 通勤手当
  - b) 役職手当

#### 2 一時金

#### 3 退職手当金

(賃金の計算期間と支払日)

### 第5条

賃金（臨時に支給するものを除く）は、前月21日から当月20日までの分について、当月25日（休日の場合は前日）に支払います。

- 2 前項の定めに関わらず、次の各号の1つに該当するときは、職員（本人が死亡した場合はその遺族）の請求により、賃金支払日以前であっても、既往の勤務に対する賃金を支払います。
  - ①本人の死亡、退職、解雇のとき
  - ③他特別の事情がある場合で、当団体が必要と認めたととき
- 3 新たに職員となった者には、その日から賃金を支給し、昇給、降給等によって賃金に異動を生じた者には、その日から新たに定められた賃金を支給します。
- 4 前二項の規定により賃金を支給する場合であって、その月の初日から支給するとき以外のとき、又はその月の末日まで支給する以外ときは、その賃金額は、勤務を要しない日を差し引いた日数を基礎として日割によって計算します。
- 5 職員が業務上死亡した場合、その月の賃金全額を支給します。

(欠勤及び休職者等の賃金)

### 第6条

職員が業務上又は通勤上負傷し、あるいは傷病にかかったときは、労働基準法の規定に従って療養補償、休業補償、傷害補償を行います。職員が業務上負傷し、又は傷病にかかり死亡したときは、労働基準法の規定に従い遺族補償及び葬祭料を支払います。

- 2 通勤災害による休業の場合は、その翌日から賃金の支払を停止し、労働者災害補償保険法の休業給付を申請するものとします。

(賃金の支払方法及び控除)

### 第7条

賃金は通貨で直接本人にその全額を支払います。ただし、次に掲げるものは支払のときに控除します。

- ①源泉所得税
- ②健康保険料、厚生年金保険料、雇用保険料、介護保険料

(賃金の計算方法)

### 第8条

賃金の計算期間の途中で入職、退職、休職又は復職した場合の賃金は、日割計算にて支払います。この場合、30日をもって1ヶ月として計算します。

- 2 制裁による減給もこの日割計算を準用します。

(端数の計算)

### 第9条

前条によって計算した金額に円未満の端数が生じた場合には、円単位に切り上げます。

(欠勤の控除)

## 第10条

欠勤により所定労働時間の全部を休業した場合には、1日につき、月例賃金の30分の1を控除します。

2 前項の場合の欠勤控除は基本給について行うものとします。ただし、賃金計算期間の全部を休業した場合は、月例賃金は支給しないものとします（休日勤務で当月支払うものは除く）。

## 第3章 月例賃金

---

（基本給）

### 第11条

職員の基本給は月額給とし、基本給の額は技能や業績等を勘案して決定する人事考課によって行われます。

（賃金表）

### 第12条

職員の基本給月額給は、理事会により別途定めます。

（賃金を支給しない場合）

### 第13条

職員が、次の各号に該当する場合は、第7条の規定に関わらず、その休業した期間又は時間に対する賃金を支給しません。

- ①就業規則第71条の出勤停止に伴う不就業
- ②当団体の指示に基づかない就業又は不就業

（年次有給休暇の取り扱い）

### 第15条

規則第38条に定める年次有給休暇については、基本給計算上、所定就業時間就業したものとして取り扱い、通常の賃金を支給します。また、手当は1日につき月例賃金の30分の1とします。

（特別休暇の取り扱い）

### 第16条

規則第39条に定める特別休暇については、基本給計算上、所定就業時間就業したものとして取り扱い、通常の賃金を支給します。また、手当は1日につき月例賃金の30分の1とします。

（通勤手当）

### 第17条

通勤手当は、通勤のため、交通機関を利用し、その運賃又は料金を負担することを常例とする職員（通勤距離が片道2キロメートル未満であるものは除く）に支給します。

（通勤手当の額）

### 第18条

通勤定期代相当を支給します。  
ただし 25,000円を支給上限額とします。

（管理職手当）

### 第19条

事務局長に対して、管理職手当を支給します。

（管理職手当の額）

### 第20条

管理職手当の額は次の通りとします。  
事務局長 基本給の100分の5の額

## 第4章 一時金

---

（一時金）

### 第21条

運営上に余裕がある時には、理事会の決定により、12月に一時金を支給します。

（一時金の資格）

### 第22条

職員採用期間が6ヶ月に満たないときは一時金を支給しません。

（一時金の支給日）

### 第23条

支給日はその都度決定します。

## 第5章 給与の改定

---

### 第24条（給与の改定）

給与の改定は、原則として毎年4月1日付で行い、4月25日に支給する給与から適用します。ただし、改定の決定が遅れた場合は、4月に遡って差額を支給するものとします。

- 2 前項の定めにかかわらず、運営上の都合その他やむを得ない事情が生じた場合は、理事会の決定により、給与の改定を行わない、又は改定の実施時期を変更することがあります。
- 3 給与の改定を決定した後は、人事考課の結果を反映して、職員毎に昇給もしくは降給額を決定します。

（昇給資格者及び欠格者）

### 第25条

昇給は、原則として引き続き6ヶ月以上勤務した者（試用期間を含む）について行います。

### 附則

- 1 この規程は、平成16年4月5日から実施します。
- 2 この規程を改廃する場合には、職員の意見を聴いて行われます。

## 特定非営利活動促進法第54条第2項第3号に定める事項を記載した書類

法人名	特定非営利活動法人 ラオスのこども	事業年度	30年7月1日～01年6月30日
-----	-------------------	------	------------------

## 1 資金に関する事項 [①収益の源泉別の明細、借入金の明細その他の資金に関する事項]

※ 丸数字は、特定非営利活動促進法第54条第2項第3号に定める事項の詳細について規定している特定非営利活動促進法施行規則第32条第1項各号に対応しています。以下同じです。

## (1) 収益の源泉別の明細

収益源泉の内訳	金額
受取会費（活動会員及びサポーター会員）	892,000 円
受取寄付金（一般寄付金及び指定募金）	5,409,027 円
受取助成金等（民間助成金及び国庫補助金等）	20,427,473 円
事業収益（交流事業及び販売事業等）	5,040,311 円
その他収益（受取利息及び雑収益）	22,057 円
	円
	円
	円
	円
	円
	円
	円
	円
	円
	円
合 計	31,790,868 円

## (2) 借入金の明細

借 入 先	金 額
該当なし	円
	円
	円
	円
	円
合 計	円

## (3) その他

該当なし



3 取引の内容に関する事項 [③次に掲げる取引先、取引金額その他その内容に関する事項 イ 収益の生ずる取引及び費用の生ずる取引のそれぞれについて、取引金額の最も多いものから順次その順位を付した場合におけるそれぞれ第一順位から第五順位までの取引 ロ 役員等との取引]

(1) 収益の生ずる取引の上位5者

氏名又は名称	住所又は所在地	取引金額	取引内容等
		12,625,193 円	「奨学金事業」の受託事業資金
		6,402,280 円	ヴィエンチャン県における中学校の図書館整備を通じた読書推進事業（第1年次）
		1,262,911 円	委託品売上手数料、寄付金、カレンダー売上等
		599,860 円	図書出版資金等
		520,000 円	図書室開設事業資金等

(2) 費用の生ずる取引の上位5者

氏名又は名称	住所又は所在地	取引金額	取引内容等
		2,013,480 円	図書館建築費 第1回支払
		1,557,333 円	図書印刷費
		1,200,000 円	アドバイザー料
		665,460 円	ラオス事務所家賃
		636,228 円	車両レンタル代

(3) 役員、社員、職員若しくは寄附者又はこれらの者の親族等との取引  
 イ 資産の譲渡（棚卸資産を含む。）

取引先の氏名等	法人との 関係	住所又は所在地	譲渡 年月日	譲渡価格	譲渡資産の内容等
			30.12.25	36,000円	2019年カレンダー 45部
			31.1.15 ほか	27,200円	2019年カレンダー 33部
			30.11.21	20,000円	2019年カレンダー 25部
			30.11.17	9,600円	2019年カレンダー 12部
			31.2.16	16,000円	2019年カレンダー 20部
			31.11.17	8,000円	2019年カレンダー 10部
			01.6.29	8,000円	2019年カレンダー 10部
				124,800円	2019年カレンダー 155部
			30.11.19	24,000円	2019年カレンダー 30部
			30.11.12	5,100円	019年カレンダー 6部
			30.11.27 ほか	84,000円	2019年カレンダー 105部
			30.11- 31.1	274,700円	2019年カレンダー 340部
			30.11- 01.6	317,855円	2019年カレンダー 392部 2018年度カレンダー 2部
			31.3.12	15,000円	図書



ロ 資産の貸付け（金銭の貸付けを含む。）

取引先の氏名等	法人との 関 係	住所又は所在地	貸 付 年月日	対 価 の 額	譲渡資産の内容等
該当なし				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	

ハ 役務の提供（施設の利用等を含む。）

取引先の氏名等	法人との 関 係	住所又は所在地	役務の提 供年月日	対 価 の 額	役務提供の内容等
			30.7.1～ 30.12.28	355,194 円	織物品の委託販売に かかる受託手数料 (17 期上半期分)
			31.1.1～ 01.6.30	667,549 円	同上 (下半期分)
			31.1.1～ 01.6.30	150,000 円	東京事務所家賃の支 払 (@25 千円×1-6 月分)
			31.3 か ら 01.6	120,000 円	謝金 (ラオス出張費 10 日分)
			30.4.1～ 31.3.31	1,200,000 円	アドバイザー料支払 (@100 千円×12 ヶ 月)
			01.5	60,000 円	謝金 (ラオス派遣経 費 5 日分)
				円	
				円	
				円	
				円	

4 寄附者に関する事項 [④寄附者（役員、役員の子族等で、当該法人に対する寄附金の額の事業年度中の合計額が20万円以上であるものに限る。）の氏名並びにその寄附金の額及び受領年月日]

氏 名	寄 附 金 額	受 領 年 月 日
	150,000 円	01. 6 .10
	192,000 円	01. 6 .29
	円	. .
	円	. .
	円	. .
	円	. .
	円	. .
	円	. .
	円	. .
	円	. .
	円	. .
	円	. .
	円	. .
	円	. .
	円	. .
	円	. .
	円	. .
	円	. .
	円	. .
	円	. .

5 給与の総額等に関する事項 [⑤給与を得た職員の総数及び当該職員に対する給与の総額に関する事項]

給 与 を 得 た 職 員 の 総 数	左 記 の 職 員 に 対 す る 給 与 総 額
日本人スタッフ4人 ラオス人スタッフ9人	11,151,874 円



認定基準等チェック表 (第3表)

(初葉)

法人名	特定非営利活動法人 ラオスのこども	チェック欄
-----	-------------------	-------

- 3 運営組織及び経理に関して次に掲げる基準に適合していること
- イ 従業員の総数のうちに次の者の数の占める割合がそれぞれ3分の1以下であること
- (1) 役員及びその親族等
  - (2) 特定の法人の役員又は使用人である者及びこれらの者の親族等
- ロ 各社員の表決権が平等であること
- ハ 会計について公認会計士又は監査法人の監査を受けていること、又は帳簿書類の備付け、取引の記録及び帳簿書類の保存について青色申告法人に準じて行われていること
- ニ 支出した金銭の費途が明らかでないものがある等の不適正な経理が行われていないこと

○

イ

区 分	項 目	役員数	最も人数が多い「親族等」のグループの人数	割 合 (②÷①)	最も人数が多い「特定の法人の役員又は使用人である者及びこれらの者の親族等」のグループの人数	割 合 (④÷①)
		①	②	③	④	⑤
㉑	30年7月1日～01年6月30日	9人	2人	22.2%	0人	0%
㉒	年 月 日～年 月 日	人	人	%	人	%
㉓	年 月 日～年 月 日	人	人	%	人	%
㉔	年 月 日～年 月 日	人	人	%	人	%
㉕	年 月 日～年 月 日	人	人	%	人	%
㉖	年 月 日～年 月 日	人	人	%	人	%
申 請 時		人	人	%	人	%

(注1) 各欄の人数等は、第3表付表1「従業員の状況」から転記してください。

(注2) ③及び⑤については、小数点以下第2位を切り捨てた数値を記載してください。

ロ

各社員の表決権が平等である	㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	㉖	申請時
上記を証する書類の名称とその内容等	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ

(注意事項)

- ・ 認定基準等チェック表(第3表)は、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)の提出時においても記載及び添付する必要があります。その場合、上記ロの記載の必要はありません。
- ・ 認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)に記載した事項について、添付を省略することができます。

ハ

項 目	㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	㉖	申請時
会計について公認会計士又は監査法人の監査を受けている	はい <input type="checkbox"/> いいえ	はい <input type="checkbox"/> いいえ	はい <input type="checkbox"/> いいえ	はい <input type="checkbox"/> いいえ	はい <input type="checkbox"/> いいえ	はい <input type="checkbox"/> いいえ	はい <input type="checkbox"/> いいえ
帳簿書類の備付け、取引の記録及び帳簿書類の保存を青色申告法人に準じて行っている	はい <input type="checkbox"/> いいえ	はい <input type="checkbox"/> いいえ	はい <input type="checkbox"/> いいえ	はい <input type="checkbox"/> いいえ	はい <input type="checkbox"/> いいえ	はい <input type="checkbox"/> いいえ	はい <input type="checkbox"/> いいえ

㉑ 該当する項目を○で囲み、監査証明書又は第3表付表2「帳簿組織の状況」を添付してください。

二

項 目	㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	㉖	申請時
費途が明らかでない支出がある、帳簿に虚偽の記載がある等の不適正な経理の有無	有・ <input checked="" type="checkbox"/> 無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無

(注意事項)

認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第1項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）に記載した事項について、改めて記載する必要はありません。

「認定基準等チェック表」(第3表) 記載要領

項 目	記 載 要 領	注 意 事 項
イの各欄	区分欄の「㉑～㉖」の各欄には、実績判定期間の各事業年度（又は各年）を記載します。 第3表付表1「役員状況」を記載して、「㉑」、「㉒」及び「㉔」の各欄に該当する人数を転記します。	
ロの各欄	該当する一方を「○」で囲みます。 「上記を証する書類の名称とその内容等」欄には、例えば、「定款（又は会則）第〇条に『各正会員の表決権は、平等なものとする』と規定」のように記載します。	「上記を証する書類の名称とその内容等」欄には証する書類の内容を文言のとおりに記載します。
ハの各欄	該当する一方を「○」で囲みます。 なお、「㉑」から「㉖」については、イに記載する各期間（「㉑」から「㉖」）を示したものです。	① 「会計について公認会計士又は監査法人の監査を受けている」の「はい」に「○」した場合には監査証明書を添付してください。 ② 「帳簿書類の備付け、取引の記録及び帳簿書類の保存を青色申告法人に準じて行っている」の「はい」に「○」した場合には、第3表付表2「帳簿組織の状況」を記載し添付してください。
ニの各欄	該当する一方を「○」で囲みます。 なお、「㉑」から「㉖」については、イに記載する各期間（「㉑」から「㉖」）を示したものです。	

記載要領の補足

○ 二において、「費途が明らかでないもの」とは、法人が費用として支出した金額のうち、その費途を確認することができないものをいい、法人が名目に関わらず支出した金銭でその費途が明らかでないものが、これに当たります。なお、意図的にその支出先を明らかでない支出がある場合も、当然に「費途が明らかでないもの」があることになり、認定を受けることはできません。



## 帳簿組織の状況

第3表付表2

法人名	特定非営利活動法人 ラオスのこども		
伝票又は帳簿名	左の帳簿等の形態	記帳の時期	保存期間
総勘定元帳	ルーズリーフ、会計ソフト (弥生会計使用)	1週間に2-3回	7年
仕訳日記帳	ルーズリーフ、会計ソフト (弥生会計使用)	同上	7年
現金出納帳	ルーズリーフ (エクセルによる)	毎日	7年
入出金伝票	単表	毎日	7年
収支内訳書	一覧表形式 (エクセルによる)	現地 (毎日) 東京 (1ヶ月毎)	7年
図書出納簿 「ALC 出版在庫表」 (ラオス) 及び「会 図書在庫表」 (東京)	一覧表形式 (エクセル表)	決算時 (日 常の入出庫 は個別管 理)	7年
その他商品出納簿 「東京在庫表」	一覧表形式 (エクセル表)	同上	7年
貯蔵品出納簿 「切手・葉書台帳」 及び「切手出納帳」	切手・葉書台帳はエクセル表、切手出納簿はノート形式	台帳は決算時、出納簿は毎日	7年

## 認定基準等チェック表 (第4表)

(初葉)

法人名	特定非営利活動法人 ラオスのこども						チェック欄
4 事業活動に関して次に掲げる基準に適合していること							○
イ 宗教活動又は政治活動等を行っていないこと							
ロ 役員等に対し報酬又は給与の支給に関して特別の利益を与えないこと、役員等又は役員等が支配する法人と当法人との間の資産の譲渡等に関して特別の利益を与えないこと、役員等に対し役員を選任その他当法人の財産の運用及び事業の運営に関して特別の利益を与えないこと、及び営利を目的とした事業を行う者、上記イの活動を行う者又は特定の公職の候補者若しくは公職にある者に対し寄附を行わないこと							
ハ 実績判定期間における事業費の総額のうち特定非営利活動に係る事業費の額の占める割合が80%以上であること							
ニ 実績判定期間における受入寄附金総額の70%以上を特定非営利活動の事業費に充てていること							
イ							
項 目	①	②	③	④	⑤	⑥	申請時
宗教の教義を広め、儀式を行い、及び信者を教化育成する活動	有・ <input type="checkbox"/> 無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対する活動	有・ <input type="checkbox"/> 無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
特定の公職の候補者若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対する活動	有・ <input type="checkbox"/> 無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
ロ							
項 目	①	②	③	④	⑤	⑥	申請時
役員の職務の内容、職員に対する給与の支給の状況、当法人とその活動内容及び事業規模が類似する他の法人の役員に対する報酬の支給の状況等に照らして、当法人の役員に対する報酬の支給として過大と認められる報酬の支給その他役員等に対し報酬又は給与の支給に関して特別の利益の供与の有無	有・ <input type="checkbox"/> 無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
役員等又は役員等が支配する法人に対しその対価の額が当該資産のその譲渡の時における価額に比して著しく過少と認められる資産の譲渡その他役員等又は役員等が支配する法人と当法人の間の資産の譲渡等に関して特別の利益の供与の有無	有・ <input type="checkbox"/> 無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
役員等に対し役員を選任その他当法人の財産の運用及び事業の運営に関して特別の利益の供与の有無	有・ <input type="checkbox"/> 無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
営利を目的とした事業を行う者及びイの活動を行う者又は特定の公職の候補者若しくは公職にある者に対する寄附の有無	有・ <input type="checkbox"/> 無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無

## (注意事項)

- 「認定基準等チェック表 (第4表)」は、法第55条第1項に基づく書類 (役員報酬規程等提出書類) の提出時においても記載及び添付する必要があります。その場合、「認定基準等チェック表 第4表 (次葉)」(ハ及びニ) の記載及び添付の必要はありません。
- 認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第1項に基づく書類 (役員報酬規程等提出書類) に記載した事項について、添付を省略することができます。



認定基準等チェック表 (第5表)

法人名	特定非営利活動法人 ラオスのこども	チェック欄
5 次に掲げる書類について閲覧の請求があった場合には、正当な理由がある場合を除きこれをその事務所において閲覧させること		○
イ 特定非営利活動促進法第28条に規定する事業報告書等、役員名簿及び定款等 ロ 各認定基準等に適合する旨及び欠格事由に該当しない旨を説明する書類 ハ 寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類 ニ 役員報酬又は職員給与の支給に関する規程 ホ 収益の明細その他の資金に関する事項、資産の譲渡等に関する事項、寄附金に関する事項その他一定の事項等を記載した書類 ヘ 助成の実績並びに海外送金等の金額及び使途並びにその予定日を記載した書類		
次に掲げる書類について閲覧の請求があった場合には、正当な理由がある場合を除きこれをその事務所において閲覧させることに同意する。 ※閲覧に関する細則(社内規則)等がある場合には、その細則(社内規則)等を添付してください。		同意
		<input checked="" type="checkbox"/> する <input type="checkbox"/> しない
イ	① 事業報告書等(事業報告書、財産目録、貸借対照表、活動計算書、年間役員名簿、社員のうち10人以上の者の氏名及び住所又は居所を記した書面) ② 役員名簿 ③ 定款等(定款、認証書の写し、登記事項証明書の写し)	
ロ	各認定基準等に適合する旨を説明する書類、欠格事由に該当しない旨を説明する書類	
ハ	寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類	
ニ	前事業年度の役員報酬又は職員給与の支給に関する規程	
ホ	次の事項を記載した書類 ① 収益の源泉別の明細、借入金の明細その他の資金に関する事項 ② 資産の譲渡等に係る事業の料金、条件その他その内容に関する事項 ③ 次に掲げる取引に係る取引先、取引金額その他その内容に関する事項 ・ 収益の生ずる取引及び費用の生ずる取引のそれぞれについて、取引金額の多い上位5者との取引 ・ 役員、社員、職員若しくは寄附者又はこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族又はこれらの者と特殊の関係のある者との取引 ④ 寄附者(役員、役員の配偶者若しくは三親等以内の親族又は役員と特殊の関係のある者で、当該法人に対する寄附金の額の事業年度中の合計額が20万円以上であるものに限る。)の氏名並びにその寄附金の額及び受領年月日 ⑤ 給与を得た職員の総数及び当該職員に対する給与の総額に関する事項 ⑥ 支出した寄附金の額並びにその相手先及び支出年月日 ⑦ 海外への送金又は金銭の持出しを行った場合におけるその金額及び使途並びにその実施日	
ヘ	助成金の支給を行った場合に事後に所轄庁に提出した書類の写し	

(注意事項)

- ・ 認定基準等チェック表第5表は、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)の提出時に記載及び添付する必要があります。
- ・ 認定の有効期間の更新の申請に当たっては、添付の必要はありません。

認定基準等チェック表 (第6、7、8表)

法人名	特定非営利活動法人 ラオスのこども
-----	-------------------

認定基準等チェック表 (第6表)

6 実績判定期間を含む各事業年度の特定非営利活動促進法第28条に規定する事業報告書等を同法第29条の規定により所轄庁に提出していること						チェック欄
特定非営利活動促進法第28条に規定する事業報告書等の所轄庁への提出の有無						
①	②	③	④	⑤	⑥	
有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	

認定基準等チェック表 (第7表)

7 法令又は法令に基づいてする行政庁の処分違反する事実、偽りその他不正の行為により何らかの利益を得、又は得ようとした事実その他公益に反する事実がないこと							チェック欄
法令に違反する事実、偽りその他不正の行為により何らかの利益を得、又は得ようとした事実その他公益に反する事実の有無							○
①	②	③	④	⑤	⑥	申請時	
有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	
注・認定基準等チェック表(第7表)は、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)の提出時に記載及び添付する必要があります。							

認定基準等チェック表 (第8表)

8 申請書を提出した日を含む事業年度の初日において、その設立の日以後1年を超える期間が経過していること				チェック欄
事業年度	月 日～ 月 日	設立年月日	平成 年 月 日	

(注意事項)

- ・ 法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)の提出時に当たっては、認定基準等チェック表(第6表及び第8表)は、記載する必要はありません。
- ・ 認定の有効期間の更新の申請に当たっては、認定基準等チェック表(第6表及び第8表)の記載の必要はありません。また、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)に記載した事項について、改めて記載する必要はありません。

## 欠格事由チェック表

法人名	特定非営利活動法人 ラオスのこども	チェック欄
認定、特例認定又は認定の有効期間の更新の基準にかかわらず、次のいずれかの欠格事由に該当する法人は認定、特例認定又は認定の有効期間の更新を受けることができません。		○
1 役員のうち、次のいずれかに該当する者がある場合		
イ 認定特定非営利活動法人が認定を取り消された場合又は特例認定特定非営利活動法人が特例認定を取り消された場合において、その取消しの原因となった事実があった日以前1年以内に当該認定特定非営利活動法人又は当該特例認定特定非営利活動法人のその業務を行う理事であった者でその取消しの日から5年を経過しないもの		
ロ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者		
ハ 特定非営利活動促進法若しくは暴力団員不当行為防止法に違反したことにより、若しくは刑法204条等 <sup>(注1)</sup> 若しくは暴力行為等処罰法の罪を犯したことにより、又は国税若しくは地方税に関する法律に違反したことにより、罰金刑に処せられ、その執行が終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者		
ニ 暴力団の構成員等 <sup>(注2)</sup>		
2 認定又は特例認定を取り消されその取消しの日から5年を経過しない法人		
3 定款又は事業計画書の内容が法令等に違反している法人		
4 国税又は地方税の滞納処分の執行がされているもの又は当該滞納処分の終了の日から3年を経過しない法人 (認定、特例認定及び認定の有効期間の更新の申請時には、所轄税務署長等から交付を受けた納税証明書「その4」並びに関係都道府県知事及び市区町村長から交付を受けた滞納処分に係る納税証明書の添付が必要となります)。		
5 国税に係る重加算税又は地方税に係る重加算金を課された日から3年を経過しない法人		
6 次のいずれかに該当する法人		
イ 暴力団		
ロ 暴力団又は暴力団の構成員等の統制下にある法人		

1	役員のうち、次のいずれかに該当する者の有無	
イ	認定特定非営利活動法人が認定を取り消された場合又は特例認定特定非営利活動法人が特例認定を取り消された場合において、その取消しの原因となった事実があった日以前1年以内に当該認定特定非営利活動法人又は当該特例認定特定非営利活動法人のその業務を行う理事であった者でその取消しの日から5年を経過しない者の有無	有・ <input type="checkbox"/> 無
ロ	禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者の有無	有・ <input type="checkbox"/> 無
ハ	特定非営利活動促進法若しくは暴力団員による不当行為防止法に違反したことにより、若しくは刑法第204条等若しくは暴力行為等処罰法の罪を犯したことにより、又は国税若しくは地方税に関する法律に違反したことにより、罰金刑に処せられ、その執行が終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者の有無	有・ <input type="checkbox"/> 無
ニ	暴力団の構成員等の有無	有・ <input type="checkbox"/> 無

2	認定又は特例認定を取り消されその取消しの日から5年を経過しない法人	はい・ <input type="checkbox"/> いいえ
---	-----------------------------------	----------------------------------

3	定款又は事業計画書の内容が法令等に違反している法人	はい・ <input type="checkbox"/> いいえ
---	---------------------------	----------------------------------

4	国税又は地方税の滞納処分の執行がされているもの又は当該滞納処分の終了の日から3年を経過しない法人	はい・ <input type="checkbox"/> いいえ
添付書類	認定、特例認定又は認定の有効期間の更新の申請時に、上記4に係る所轄税務署長等から交付を受けた納税証明書「その4」並びに関係都道府県知事及び市区町村長から交付を受けた滞納処分に係る納税証明書を添付すること (注1) その他の事務所がある場合は、その他の事務所所在の滞納処分に係る納税証明書も添付すること (注2) 役員報酬規程等提出書には添付不要	

5	国税に係る重加算税又は地方税に係る重加算金を課された日から3年を経過しない法人	はい・ <input type="checkbox"/> いいえ
---	---	----------------------------------

6	次のいずれかに該当する法人	
イ	暴力団	はい・ <input type="checkbox"/> いいえ
ロ	暴力団又は暴力団の構成員等の統制下にある法人	はい・ <input type="checkbox"/> いいえ